

第2章 前計画の検証

1 前計画の概要

平成21年4月に策定した「釧路市ごみ処理基本計画」(以下「前計画」という。)は、ごみの排出抑制やごみの資源化などの「ごみの減量化の促進とリサイクルの推進」、ごみの計画的な処理やごみ処理施設の整備などの「ごみの適正処理の推進」、環境美化活動・不法投棄等防止活動やごみの適正排出などの「環境美化の推進」を基本方針とし、市民・事業者・行政の協働により地球環境への負荷の少ないまちづくりをめざして取り組みを進めました。

前計画は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間としました。その後、計画人口の推計と実績に差が生じたことや、資源物指定した家庭系の刈草、木の枝、落ち葉等を可燃ごみ指定に変更したなど資源化施策の状況の変化などに伴う見直しが必要となり、平成26年度に処理基本計画の中間見直しを行っております。

また、中間見直し時に本策定時に上位計画である「釧路市環境基本計画」との計画期間の整合性を図り、計画期間の終了年次を2年延長し、令和2年度までとしています。

前計画では、ごみの減量化や資源化の取組を評価する指標として、「1人1日あたりのごみの排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の目標値を設定し、各種施策を進めました。

2 前計画の取組状況

前計画において施策として掲げた項目に関する主な取組は、次のとおりです。

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

施策項目		主な取組
ごみの減量、資源リサイクルの推進	ごみの発生抑制と排出抑制	<ul style="list-style-type: none">・町内会など各種団体における講座の実施・小中学校における環境学習への支援・生ごみ減量化、ごみの分別などの各種広報の実施・各種団体と連携しての環境イベントの開催・不用品の再利用（リユース）の推進・一般廃棄物許可業者に対する研修会の開催・事業者及び許可業者に対する適正処理の周知及び分別排出指導の実施・集団資源回収の広報周知と奨励金の交付

施策項目		主な取組
ごみの減量、 資源リサイクル の推進	有機性廃棄物の 有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との連携による資源化の推進 ・生ごみ減量に係る講座の開催 ・生ごみ堆肥化容器並びに電気生ごみ処理機購入費助成事業の展開

(2) ごみの適正処理の推進

施策項目		主な取組
ごみの適正処理 の推進	ごみの計画的な 処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会等との連携による在宅医療系ごみの適正処理に向けた市民周知の実施 ・資源物収集体制の見直し ・処理困難物の適正処理の推進 ・ふれあい収集体制の継続 ・災害廃棄物処理に向けた会議、講座への参加
	ごみ処理施設の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設におけるピックアップ回収の実施 ・次期ごみ最終処分場整備に向けた取り組み ・広域処理に向けた協力体制の構築
	分別収集処理体制 の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の祝日収集の導入 ・資源物ステーションの排出容器の設置時間の変更 ・プラスチック製容器包装の収集を委託化

(3) 環境美化の推進

施策項目		主な取組
環境美化活動の 推進	環境教育の充実と 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会など各種団体における講座の実施 ・小中学校における環境学習への支援 ・生ごみ減量化、ごみの分別などの各種広報の実施 ・各種団体と連携しての環境イベントの開催

施策項目		主な取組
環境美化活動の推進	公共空間の清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別収集推進協力員との連携 ・ 不法投棄等防止監視の実施 ・ ごみ集積場における違反ごみ対策の実施 ・ 関係団体と連携しての清掃活動の実施 ・ ポイ捨て防止街頭啓発の実施 ・ 釧路市クリーンパートナー制度の推進 ・ 学齢期を対象としたイベントの実施

3 目標達成状況

前計画策定時には、現在のごみの分別や収集及び処理体制が確立して5年が経過、定着化を進める中で、市民や事業者の協力により更にごみの減量・資源化を促進する目標を設定しました。

前計画において、設定した「①1人1日あたりのごみ排出量」、「②リサイクル率」、「③最終処分量」の達成状況は、下の表のとおりです。

(1) ごみの排出抑制

1人1日あたりのごみ排出量は、前計画中間見直し年度の前年度である平成25年度の1,194gから令和元年度には1,129gと65g減少しており、前計画の目標値（令和2年度）である1,133gを達成しています。これは、前計画で進めてきた様々な取組による市民や事業者のごみ減量への意識の高まり、スーパー等の店舗回収の増加、更には、製造事業者による詰め替え商品の開発や製品の軽量化・薄肉化への取り組み等の効果と考えられます。

しかし、市民1人1日あたりのごみ排出量の全道平均は、平成30年度実績で969グラムであり、それに比べると釧路市は多い状況にあり、政令市の札幌市を除く道内の主な都市9市中4番目に多い状況となっております。

可燃ごみの分別に関しては、組成分析調査によると、集積所に排出される可燃ごみには、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」が湿重量比で約4%含まれている状況となっており、こういった食品ロスを減らしていただくための取り組みを進め、更なるごみの減量を図ることが必要となります。

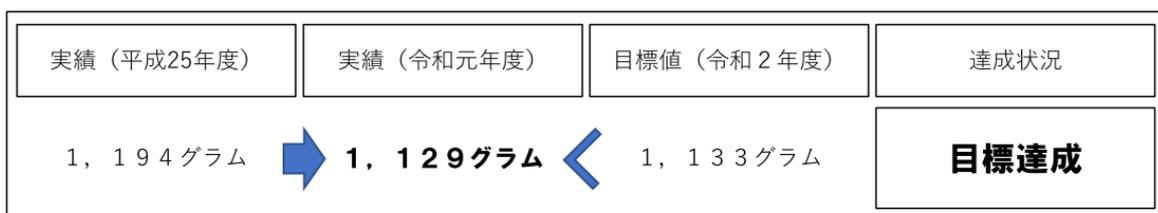


図 2-2-1 1人1日あたりのごみ排出量

表 2-2-1 令和元年度 可燃ごみの組成分析（食品ロス）

地区	食品ロス重量	採取試料重量	うち食品ロス含有率
A地区	4.66kg	51.44kg	9.1%
B地区	0.74kg	52.46kg	1.4%
C地区	0.28kg	60.19kg	0.5%
D地区	3.76kg	54.13kg	6.9%
E地区	1.12kg	51.72kg	2.2%
合計	10.56kg	269.94kg	3.9%

（２）ごみの資源化

リサイクル率は、平成25年度の20.13%から令和元年度には19.87%と0.26ポイント減少しており、前計画の目標値（令和2年度）である23%を達成できない状況です。前計画期間中に、不燃ごみ及び粗大ごみから小型家電のピックアップ回収を導入するなど、リサイクル率向上に努めてきたところではありますが、近年の情報通信技術の進展により市民の紙離れが加速したこと、スーパー等の店舗回収が増加したこと、資源物の分別が徹底されていないこと等が目標を達成できなかった要因と考えられます。

資源物の分別に関しては、ごみ組成分析調査によると、集積所に排出される可燃ごみには湿重量比で約10%と、まだ多くの資源物が含まれており、資源化量を増加させるためには、可燃ごみに含まれる資源物を適正に分別して排出していただくための取り組みを進めていく必要があります。



図 2-2-2 リサイクル率

(3) 最終処分

ごみの最終処分量は、平成25年度の12,698トンから令和元年度には9,319トンと3,379トン減少しており、前計画の目標値（令和2年度）である9,382トンを達成することができました。これは、これまで取り組んできたごみ減量化の成果や最終処分（埋立）していた小型家電を資源化する取り組み等の効果と考えられます。

また、釧路市のごみの最終処分の主たる役割を担っている釧路市新高山最終処分場の残余容量が、令和6年3月に埋立完了の見通しのため、現在、令和6年度からの供用開始に向け次期最終処分場の整備を進めています。最終処分場の整備には、多額の費用が必要となることから、施設の延命化の観点からも更なるごみの減量化への取り組みを進めていく必要があります。



図 2-2-3 最終処分量